

## 中国の企業会計・監査制度 —新基準導入で企業情報開示の改善へ—

神宮 健、李 粹蓉

### 要 約

1. 中国の資本市場発展は、非流通株改革をほぼ終えて新たな段階に入っている。しかし、たびたび発覚する上場会社の粉飾決算や資金流用などの不正行為は、投資家に資本市場に対する不信感を抱かせており、今後、資本市場が発展する上で解決すべき課題となっている。
2. 中国証券監督管理委員会（CSRC）が法律・規定違反として調査した案件は2002年以降372件に上る。不正行為は、資本金の過大評価、架空取引、虚偽の投資損失、簿外資産隠蔽、債務不計上、決算操作等多岐にわたる。粉飾決算の背景には、①企業の上場、②上場後の有償増資や銀行融資等の資金調達、③節税対策や経営者の保身策、など一般的な要因に加え、国有企業の企業統治問題を始めとする中国特有の要因がある。
3. 改革・開放後の会計改革は、復活期、市場経済会計の始動期、会計基準の国際的統合期の3段階に分けられる。現在、中国企業会計体系は、会計法、企業財務会計報告条例、企業会計基準、企業会計制度、諸規定・Q&Aから構成されている。会計基準については、2007年1月1日より新基準が導入された。より市場を重視した会計情報提供、情報開示の強化、公正価値の導入、関連当事者の開示、資産減損の戻し入れ禁止への変更などが注目点である。
4. 公認会計士監査基準も2007年1月より新基準が実施された。新監査基準の特徴は、会計士事務所の品質コントロールの強化、リスク指向型監査の導入、財務諸表監査における不正に対する考慮、新業務・高リスク業務に関する規定の追加などである。
5. 新会計・監査基準の導入により、会計操作の余地が減ることが期待される。今後の課題は、新基準がきちんと執行されることである。また、粉飾決算問題の根源は企業統治にある。この点では、2006年1月施行の新会社法における、監査役会の強化、高級管理職の勤勉忠実の義務付け、少数株主保護の強化、外部取締役の設置等が重要なポイントである。

### I. はじめに

2005年以降、中国の資本市場改革は加速

した。特に、2005年に長年の懸案であった非流通株に関する改革が始まり、2006年には、非流通株問題が9割方解決した。また、2006年1月には新証券法・会社法が施行され、

新金融商品・デリバティブ商品の導入も進み、中国の資本市場の発展は新段階に入りつつある。

プラス評価すべき動きがある半面、依然として上場会社による巨額粉飾決算などの違反行為が明るみに出ており、本邦投資家の間にも、中国の企業の情報開示に対する疑念や開示された情報に基づいて投資して大丈夫なのかという懸念が根強く存在している。粉飾決算の発覚は、資本市場や投資家に与える影響も大きいいため、情報開示の改善は中国の資本市場の発展上解決すべき課題のひとつとなっている。

無論、企業の情報開示における問題は、先進国の資本市場でも生じていることから分かるように、一朝一夕に解決可能な問題ではない。また、移行経済期にある中国特有の問題が、解決を一層困難にしていることも確かである。こうした状況を踏まえた上で、新証券法・会社法の施行、2007年1月の新会計・監査基準の導入などの重要な改善策が打たれてきたことから、その影響が注目される。

以下では、まず、中国の会計における不正行為の状況やその原因について述べる。次に、中国の会計・監査制度の今日の姿に至る経緯や仕組みを考察した上で、主に新会計・監査基準から、今後の情報開示の改善に向けた展開を見ることにする。

## II. 中国における企業情報開示の問題

### 1. 会計における虚偽表示の現状

常々、中国企業の会計情報における決算操作などの問題が指摘されてきた。特に、資本市場の重要なプレイヤーである上場会社でたびたび粉飾決算や資金流用といった不正行為が明るみに出ている点は資本市場の発展上、大きな問題となっている。そこで、始めに不正行為の状況を見ることにする。

### 1) 財政部の調査

まず、財政部による調査結果である。これは、政府監査の一環であり、1999年以降、業種を絞った上でサンプル調査が行われている<sup>1</sup>。2005年分では、中央企業集団、不動産開発企業、会計士事務所など計94社が対象となっている。結果は、①一部の不動産企業の会計情報がかなり歪められている点が明らかになった。対象39社のうち、会計数字の実態からの乖離は、資産額で93億元、収入額で84億元、利潤額で33億元であり、売上高利益率も実態の22.79%に対し、会計上は12.22%に過ぎなかった（いわゆる、逆粉飾である）。また、脱税や虚偽の取引による銀行から融資の詐取などの行為も見られた。並行して、②何社かの中央企業の財務管理が混乱しており、内部コントロールが弱いことが明らかになり、また、③会計事務所については、特に中小事務所の内部管理が弱く、監査の手続きを踏んでおらず、故意に虚偽の監査報告を提出するなどの例もあることが判明した。会計事務所については、会計事務所を調査した2004年分もほぼ同様の結果となっている<sup>2</sup>。

2002年分は、民間企業及び会計士が不適正意見を出すか意見拒否した国有企業・国有支配企業など152社が対象である。これによると、資産額が5%以上不正記載されている企業は23社（対象全体の15.13%）、利益額が10%以上不正に記載されている企業数は82社（53.95%）にも上る。なお、これらの不正を働いた企業及び責任者は財政部や関連部門により、処罰されている。

### 2) 中国証券監督管理委員会の調査

次に、中国証券監督管理委員会（以下CSRC）も財政部、審計（監査）署とならんで、政府当局として上場会社の検査を行っている。2002年以降、CSRCが、法律・規定違反として調査した案件は372件に上り、行政

処罰は 155 件（138 機関、686 人）、市場追放は 20 件、改善通知書は 64 件となっている。また、76 件が公安（刑事責任）案件にまわされている<sup>3</sup>。

2006 年についても、CSRC は、上場会社 14 社、証券会社 4 社、公認会計士事務所 2 社、先物取引ディーラー 3 社、および 70 人の責任者に対して、警告、罰金、営業資格取り上げなどの処罰を出している<sup>4</sup>。

ここで、不正行為の内容を CSRC による過去の処罰を例に見ると、資本金の過大評価、架空取引による収入増、投資収益の水増し、虚偽の投資損失、利息支払いの未計上あるいは資産勘定への計上、在庫評価などの会計方針の不当な変更、計上時期の操作（収入の繰上げ計上など）、簿外資産隠蔽、債務不計上、関連会社取引や関連会社間の合併を利用した決算操作、増資資金使途の虚偽報告など、様々な虚偽表示がなされていることが分かる。

一般的な傾向として、上場条件を満たすためなどの理由から粉飾決算が行われ、その後も帳尻を合わせる必要があることから、粉飾決算の期間は単年度にとどまらず長期間に及ぶことが多い。また、近年、規模も大きくなっていることも特徴である。（例として、1998 年から 2000 年度に及ぶ銀広廈の場合、1999 年の架空利益は約 1.8 億元、2000 年は約 5.7 億元に上る）。ただし、以前は、こうした不正行為が行われていても、あまり表面化することもなかったが、ここ何年間かは、経済新聞などで大きく報道され、表に出るようになってきたことはある意味進歩と言える。少なくとも問題点が社会で広く認識され、最近では、後述するように種々の措置が打たれてきていることもあり、財政部の各年の報告が指摘しているように、全体として見れば状況は改善方向にあると見られる。

## 2. 粉飾決算の原因

中国でも、粉飾決算の動機は他の国と概ね

同じである。

第一に、企業の上場がある。まず、新規上場について見ると、上場基準のうち会計数字に関連があるものとしては、①資本が 3000 万元以上である、②直近 3 年間、連続して赤字を計上している、③直前期末の自己資本比率が 30%以上であり、無形固定資産が総資産の 20%を超えていない、などがあり、これらの条件を満たすために粉飾決算がなされる場合がある。

次に、上場維持、つまり上場廃止の回避がある。3 年間連続赤字の上場会社は上場廃止となる規則を逃れるために粉飾操作がなされる場合である。

第二に、上場後の有償増資や銀行融資などの資金調達が考えられる。例えば、2006 年 5 月までの増資の条件を見ると、直近 3 年間の平均 ROE 及び直前期の ROE が 10%を下回らないこと、となっていた（現在 6%を下回らないに変更）。この条件を満たすために粉飾操作がなされる。実際、これまで ROE10%~11%の上場会社が多いということが指摘されている<sup>5</sup>。

第三に、節税対策や経営者の保身策としての粉飾決算は中国でも同様である。

これらの一般的な要因に加えて、中国特有の要因が違法取引やそれを隠蔽する虚偽記載の状況を悪化させたと思われる。第一に、企業統治における中国特有の問題である。中国の場合、国有企業改革の中で、国有企業の株式制への改組・上場がなされたが、結局、上場会社が、その属する国有企業集団の資金調達手段に使用される場合が多かった。

まず、上場会社の設立の経緯を見ると、90 年代に、上場枠が地方政府へ割当てられる中で、国有企業が企業内の優良資産部分のみを「包装」した優良株式企業を作ることによって上場条件を満たし、上場の割り当てを受けたことがある。つまり、国有企業全体が上場したのではなく、一部が上場するという部分上場で

あった。元の国有企業は、一例として、持ち株会社（集団）とその傘下の上場会社と未上場部分の法人、というように形を変えた。

次に、上場後も、会計の見栄えを良くして、増資の条件を満たすのみならず、発行価格の引き上げ工作が行われた。このようにして得た資金が、後述するように関連会社取引を使って、親会社やその傘下の兄弟会社などへ流れ、また、親会社による資金占用の問題が生じた。

中国の上場会社の大半は、こうした国有企業の再編により設立され、親会社（上の例では持ち株会社）が大株主となっている<sup>6</sup>。このため、株主総会や取締役会はほとんど大株主に支配されることになる<sup>7</sup>。つまり、株主総会・取締役会・監査役会の間でチェック機能が働き難く、不正行為が発覚し難い。これについては、近年、社外取締役制度や内部監査委員会の設置が導入されているが、社外取締役が重要な事実を知らされていない、監査役会や内部監査委員会も結局、大株主の意向を汲む取締役には逆らえない、といった問題が生じている。

第二に、内部チェックが機能しにくい上に、外部チェック、つまり、公認会計士による会計監査も機能しにくいことがある<sup>8</sup>。会計制度が出来て日が浅いことによる経験不足もあり、会計士の質がこれまで必ずしも高くなかったことがある。また、一般に会計士の報酬が決して高くなく、また、会計士事務所間の競争が激しいことから、特に中小の会計士事務所の中に依頼主の企業の言うとおりに動いてしまうところがあると言われる。

第三に、不正行為が発覚した場合のコストが低いこと、つまり、不正が発覚した場合に受ける処罰が違法行為から得られる各種の便益を下回っていることがある。粉飾決算の場合、それと並行して実際に個人がカネを持ち出しているといった場合は刑事訴訟まで進むが、粉飾決算だけの場合、行政法による処罰

となる。情報開示義務違反があった場合、「（証券）発行者、上場会社またはその他の情報開示義務者」に課される罰金は 30 万元以上 60 万元以下であり、「直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者」は 3 万元以上 30 万元以下である（「証券法」第 193 条、「会社法」第 203 条）。既述の通り、企業の粉飾決算は億元単位に上ることがある中で、また、高級管理者が利益操作により地位を保つことで様々な便益を得ていることを考えると、これらの金額はあまりに低いという感否めず、違反行為を抑止する力は弱い。

また、監査する側の会計士の違反行為に対する処罰も、最も重いと考えられるのが免許取り消しであり、会計士側も不正行為発覚のコストがあまり高くないことが指摘されている。

### 3. 問題点

以上見たように、中国の会計操作の問題点は、多岐に及び、特に企業統治における中国特有の問題点がある。このレポートでは、主に 2007 年に新たな基準が導入された会計、監査制度の最近の動向について論じ、会計問題の改善に対する取り組みを見ることにする。

## Ⅲ. 中国の会計制度

### 1. 中国の会計改革と会計環境の変化

中国の企業会計は、経済体制の移行と共に変化してきた。1979 年の改革・開放政策の実施、1993 年の社会主義市場経済への移行宣言、2001 年の WTO（世界貿易機関）加盟など、どれも中国の経済・社会に大きな影響を与えた。企業形態が多様化し、ほぼ国有企業一色から、外資系企業・民営企業が台頭し重要な地位を占めるようになり、金融・資本市場では直接金融の割合が徐々に拡大し、行政の役割も変化しつつある。「事業の言語」という役割を担う会計も、こうした環境変化

の中、改革を余儀なくされた。これまでの中国の会計改革の軌跡を辿ると、3つの段階に分けて見ることができる。

#### 1) 第1段階(1979-92年) : 会計の復活

1978年12月の共産党第11期3中全会における改革・開放政策の採択を受け、会計制度の整備も着手された。中国の会計は、1949年の中華人民共和国の成立後から1979年の改革・開放開始までの間、計画経済に対応するソビエト式会計を採用していた。

しかし、1976年までの10年間の文化大革命により、会計制度は混乱していた。そこで、改革・開放後、財政部は、既存の企業会計に関する規定などを修正した上で、1980年9月に「国営工業企業会計制度」を、1981年に「国営供給販売企業会計制度」、「国営施工企業会計制度」、「建設単位会計制度」を公布した。これらの会計制度の修正点は、主に会計勘定科目と財務諸表の追加であり、簿記機能の強化という側面が強く、計画経済型会計の色彩も濃く残っている。例えば、追加された財務諸表のひとつである「生産費用表」は、「固定資産・固定基金」、「流動資産・流動基金」、「専門資産・専門基金」の3段に分かれ、それぞれの段のバランスが求められた(中国語で「三段平衡」と呼ばれる)。これは、国による資源の調達・配分、国民経済の生産高の計算のためのものである。その後、軽工業部、水利部、機械部、電力部など中央政府部門は所轄分野の業種の「会計制度」(第2節1)③参照)をそれぞれ制定した。

しかし、新しい会計制度の発表後も、帳簿が揃わないこと、違法や規定違反、汚職・横領などが多発したこと、1984年10月に都市部改革が開始したこと<sup>9</sup>を受け、1985年1月に会計に関する専門の法律である「会計法」が公布され、同年5月より施行された。

「会計法」は、会計の質の保障と会計監督の

強化のため、会計の計算、会計監督、会計関連機関と人員、法律責任などについて規定した。

企業の経営管理を強化するために、1984年3月に国務院が「国営企業原価管理条例」を、1985年に財政部が工業、輸送業、建設業、商業、金融業のそれぞれの原価管理条例の実施策を公布した。また、1985年4月に国務院が「国営企業固定資産減価償却実行条例」を公布したのを受け、1988年に財政部が同条例の「実施細則」を公布した。減価償却と原価管理条例及び実施細則の公布は、企業の技術改造を促進することや、企業の原価管理を強化し浪費を防ぐことに狙いがある。

一方、対外開放に伴う外資系企業の進出への対応策として、財政部は1985年3月に「中外合弁企業会計制度」<sup>10</sup>を公布した(同7月より施行)。この会計制度は市場経済における会計実務で使用される原則や方法を導入し、それまでの会計制度と大きく異なっている。これは、中外合弁企業の会計の目的が、国による経済の調整・コントロールではなく、事業の言語として合弁企業の中国側と外資側のコミュニケーション手段であったためである。

改革・開放を受け、会計改革が実施され、中外合弁企業会計制度に市場経済型会計が導入されたものの、合弁以外の企業の会計制度は基本的に計画経済型にとどまり、会計制度の種類も多く、制度間の比較もできなかった。

1984年に都市部改革がスタートし、80年代後半には企業の株式発行、金融機関の店頭での株式取引も始まりつつあった。1990年11月に上海証券取引所が設立され、同12月19日より取引を開始した。こうした80年末~90年代初の経済環境の変化に対して、会計改革は遅れていた。

最初に上海証取所に上場した企業は8社であったが、株式会社に関する会計制度がなかったため、この8社には当時の所有制別・

業種別の会計制度を適用せざるを得なかった。この結果、8社はそれぞれ6種類の会計制度を適用した。すなわち、国営工業企業会計制度（鳳凰化工、飛樂株式、真空電子）、国営商業企業会計制度（豫園商場）、集団工業企業会計制度（延中実業）、集団商業企業会計制度（飛樂音響）、合作社会計制度（愛使電子）、郷鎮商業企業会計制度（申華電工）である。これらの会計制度はそれぞれの所有制や業種に対する政府管理の必要性に応じて作られたものであったため、株式会社の会計情報開示のニーズを満足することができないだけでなく、上場会社間の財務諸表の比較もできない状況であった。

一方、深セン証券取引所は1990年8月8日に設立され、翌1991年4月に正式に取引を開始した。経済改革の先駆けである深センに上場した5社は、国際慣例を参照して株式会社の会計制度を作った。5社の1991年度のアニュアルレポートでは、財務諸表に貸借対照表、損益計算書が含まれた。このように、改革・開放に伴い、会計改革が実施されたものの、1992年初まで、中国の上場会社は、取引所、所有制、業種により、それぞれ異なる会計制度を採用し、その会計制度も基本的に計画経済に対応した内容であった<sup>11</sup>。

## 2) 第2段階（1992—99年）：市場経済会計の始動

この段階において、中国の企業会計の計画経済型会計から市場経済型会計への転換が始まった。

1992年初の鄧小平の南巡講話を受け、中国の経済改革が加速し、株式市場も活況を呈した。1992年2月に初のB株（上海真空電子株式会社）が上海証券取引所に上場し、その後も上海と深セン証券取引所へのB株上場が相次いだ。B株は、中国国内企業が外国投資家向けに発行する外貨建て株式である<sup>12</sup>。上海・深セン両取引所の上場会社の会計制度

の差異のため、投資家は投資判断を下しにくく、特にB株は外国投資家向けの株式だけに、国際的な会計基準の導入を求める気運が高まった。こうした中、1992年6月25日に財政部と国家経済体制改革委員開（当時）が共同で「株式制実験企業会計制度」を公布し、同年3月5日に遡って施行した。「株式制実験企業会計制度」の施行は、それまでの計画経済型会計から市場経済会計への移行に向けての重要な一歩である。企業実体、継続企業、貨幣的測定 of 会計基準が掲げられ、真实性、合法性、適時性、同一性、重要性などの一般原則が採用され、また、資産、負債、資本、収入、費用、利益などの会計要素の確認・測定・報告方法についても定められた。

1992年10月の第14回党大会で社会主義市場経済への移行が宣言された。同月に中国企業（瀋陽金杯自動車）の子会社のニューヨーク上場、1993年7月に中国企業（青島ビール）初の香港上場が実現した。海外投資家が中国企業の会計情報の国際比較ができるように、会計改革も大きく動いた。

1992年11月30日に財政部は、国際会計基準や海外の会計基準を参考に作成した「企業会計基準」<sup>13</sup>（基本基準）と、それまであった40種類以上の会計制度を改訂・集約した13業種の「業種別会計制度」を公布した（1993年7月1日より施行）。また、1993年12月29日には改正「会計法」が公布・施行された。さらに、1997年から2001年の間、16項の会計具体基準が相次いで公布・施行された。

この段階で公布・施行された会計基準、会計制度、改正会計法は、従来の会計体系に比べ、より市場経済に適合したものであった。まず、改正会計法では、会計の役割は社会主義市場経済を守ることと強調され、会計法の適用範囲を国営企業からすべての所有制の企業に拡大した。また、粉飾会計や帳簿の偽造の深刻化に対応し、会社責任者が会計資料の

合法性、真実性、正確性、完全性及び会計監督に対し責任を持つことが会計法に盛り込まれた。

会計基準と会計制度（第2節で詳述）も、市場経済に見合った内容が導入された。第一に、会計等式が、従来の計画経済型の「資金運用＝資金源泉」から、国際的に通用する「資産＝負債＋資本」に変わり、資産、負債、資本、収入、費用、利益の6つの会計要素が明確化された。第二に、財務諸表に関する変更である。計画経済体制下では、企業の財務諸表は国民経済計画の編制のための資料であるため、財務諸表の使用者は基本的に政府のみであった。1992年公布の企業会計基準（基本基準）では、「会計情報は、国のマクロ経済管理の必要性に対応し、各方面が企業財務状況及び経営成果を理解するニーズを満たし、企業の内部管理を強化するニーズを満たさなければならない」（第11条）と定められた。また、貸借対照表、損益計算書、財務状況変動表（1998年以降キャッシュフロー表に変更）からなる財務諸表体系が導入され、それまで所有制・業種毎の財務諸表の内容が統一された。これにより、企業間の財務諸表が比較可能となった。第三に、資本保全、慎重性原則、製造原価法といった新しい会計概念が導入された。第四に、経済環境の変化に伴い、新たな会計処理問題も現れたため、それに対応した新しい会計処理の規定が作られた。例えば、連結財務諸表暫定規定や、関連取引、後発事象、債務再編などの具体基準がある。

### 3) 第3段階（2000～06年）：会計基準の国際的統合へ

1992～93年にかけての会計改革の結果、中国企業会計は、一種の計画経済型会計と市場経済型会計の間の中間的な状態となった。会計制度が13業種に集約されたとはいえ、業種別、所有制別であることに変わりがなく、

計画経済的痕跡が依然残った。一方、会計を取り巻く経済環境の市場化・国際化が急速に進み、会計基準の手直しや既存の会計制度では新たな経済事象に対応しきれなくなりつつあった。とりわけ、2001年12月11日の中国のWTO（世界貿易機関）加盟は中国企業会計の一層の国際化を後押しした。

WTO加盟に先立ち、2000年7月1日に第2回の改正「会計法」が施行された。今回の改正のポイントは、以下のようである。

- ① 立法の主旨を、会計行為の規範の制定、会計資料の真実性と完全性の保障、経済管理と財務管理の強化、経済効率の向上、社会主義市場経済の秩序の確保へ変更
- ② 会計業務及び会計資料の真実性・完全性に対する当該組織の責任者の責任の強調
- ③ 会計処理規定の一層の整備
- ④ 会計監督制度の一層の強化
- ⑤ 国有の、及び国有資産が支配的または主要な地位を占める大・中型企業における総会計士の設置の新規規定
- ⑥ 会計従事者の資格に関する規定の追加
- ⑦ 会計法違反の場合の法律責任の強化

2000年6月1日に国务院より「企業財務会計報告条例」が公布され、会計法の内容をさらに具体的に規定した。

会計制度の整備では、2000年12月に「企業会計制度」が公布され、2001年1月1日より施行された。ここに来て、業種毎の企業制度がようやく「企業会計制度」に統一された。ただし、金融企業や中小企業の特異性を考慮して、2002年1月に「金融企業会計制度」、2005年1月に「小企業会計制度」が施行された。会計基準も経済環境の変化に伴い、既存の基準の改正や、新しい具体基準の公布・実施が相次いだ。

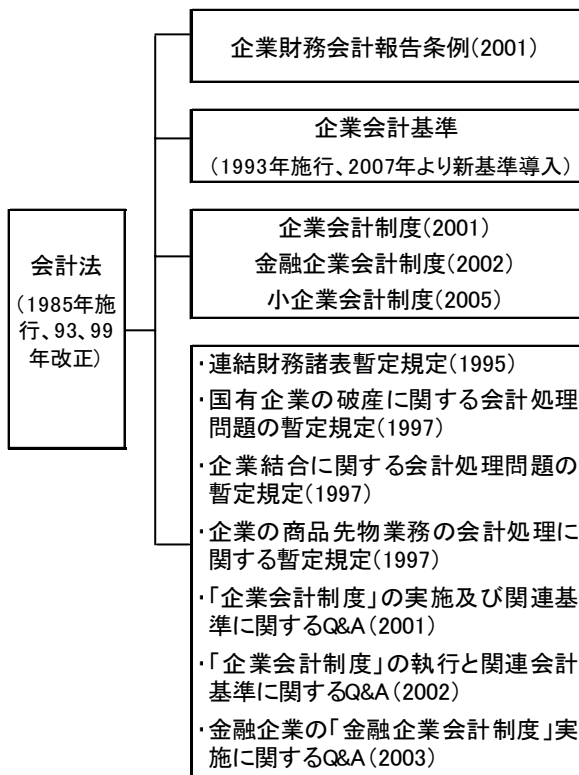
会計制度と会計基準の主な改正点は、①会計情報と経済的事実の一致性を確保するため、資産、負債、収入、費用などの会計要素を再定義した、②会計情報の真実性を高めるため

保守主義の原則の適用範囲を拡大した、③非貨幣的取引、偶発事象、会計調整、関連取引等など具体会計基準の内容を会計制度に取り入れ、会計基準と会計制度の内容を一致させた、④中国の状況に合わなかった内容を修正したことで、例えば債務再編の会計処理に公正価値を使用しなくなった、⑤財務諸表体系を改めた、⑥財務諸表の脚注に関する具体的な規定が作られた、などである。

## 2. 現行の会計体系

以上の段階の改革を経て、現在、中国の企業会計は、「会計法」、「企業財務会計報告条例」、「企業会計基準」、「企業会計制度」、諸暫定規定・Q&A から構成されている（図表 1）。また、会計の主管政府部門は財政部である。

図表 1 現行会計の法体系



(出所) 中国財政部、デロイト・トウシュ・トーマツ 北京などより野村資本市場研究所作成

### 1) 会計の法体系

#### ① 「会計法」と「企業財務会計報告条例」

「会計法」は、1985年1月21日に公布され、同年5月1日より施行された。同法は、立法の主旨、会計処理、会計監督、会計組織・人員、法律責任などについて規定したもので、1949年の中華人民共和国成立後の初の会計に関する専門法律である。1993年12月29日と1999年10月31日に2度の改正が行われ、各々、即日と2000年7月1日に施行された。

会計に関連する法律は、このほか、「会社法」、「証券法」、「刑法」などがある。

「会社法」では、会社が財務諸表を提供しなければならないことを規定しており、「証券法」では株式・債券を上場している企業の情報開示に関する規定がある。「刑法」では、会計帳簿や財務諸表を故意に毀損した場合の実刑または罰金刑が定められている。

2000年6月21日に国務院（日本の内閣に相当）が「企業財務会計報告条例」を公布し、2001年1月1日より施行した。この条例は1999年の改正会計法の内容を具体化したもので、財務諸表の内容・開示、虚偽の財務情報や重要な事実の隠蔽に対する法的責任、公認会計士監査の重要性などについて規定した。対外的に財務会計報告を作成・提供する企業がこの条例を適用される（第2条）。

#### ② 「企業会計基準」

1993年7月施行の「企業会計基準」は、基本基準と具体基準からなる。基本基準は、会計の前提や、会計科目、財務諸表の作成・提出などについて定め、具体基準は個別の会計処理に関する具体的なルールを定めている。各具体基準は、本文、本文の英訳、指南、解説、国際比較の5部分から構成され、指南では具体例と会計仕訳が、解説では基準制定の背景、用語説明、開示が、国際比較では、国際会計基準や外国の会計基準などとの比較表



が掲載されている。

企業会計基準の制定は、1980年末に遡る。1988年に財政部会計司<sup>14</sup>に「会計基準課題グループ」が設置され、国際基準や諸外国・地域の会計基準を参考に、中国の会計基準に関する調査・研究と制定に着手した。1992年11月30日に財政部より「企業会計基準—基本基準」が公布され、1993年7月1日より施行された。これが中国初の企業会計基準となる。具体基準は1997年5月に最初の「関連当事者の関係及びその取引の開示」が公布され、2001年までの間に、キャッシュフロー表、後発事象、債務再編、収入、投資、建造契約、会計方針等、非貨幣的取引、偶発事象、無形資産、借入費用、リース、中間財務報告書、固定資産、棚卸資産の16項目の具体基準が公布された。

具体会計基準の発表の順序のように、基本的にその会計基準に対するニーズの緊急度によるものが多い。例えば、最初の具体基準である「関連当事者の関係及びその取引の開示」は、1996年初に海南民源株式会社が関連取引を利用し売上や利益を水増ししたことが明るみに出たことを受け、証監会と財政部が制定したものである。

会計基準の一部は、公布・施行後に経済状況の変化に伴い改訂された。例えば、キャッシュフロー、債務再編、投資などが2001年に改訂された。さらに、2006年2月に新しい会計基準の導入が発表され、2007年1月1日より上場会社に適用することとなっている。これについては次節で述べる。

### ③ 「会計制度」

「会計制度」は、特定の種類の企業を対象に、会計処理の方法、会計科目の内容、会計報告の様式などについて規定したもので、現在、「企業会計制度」、「金融企業会計制度」、「小企業会計制度」の3種類がある。

(ここでいう「会計制度」は、一般名詞では

なく固有名詞として使われており、日本の会計原則に近いが、より法的強制力が強い。)

前述したように、「会計制度」は、当初業種別であったが、2000年12月29日に財政部より全業種共通の「企業会計制度」が発表され、2001年1月1日より施行された。適用対象は、「対外的に資金を調達せず、経営規模が比較的小さい企業及び金融保険業以外の中国国内で設立された企業」(第2条)である。すなわち、後述の「金融企業会計制度」または「小企業会計制度」の適用企業以外の企業はすべて「企業会計制度」に適用することである。

「金融企業会計制度」は、2001年11月27日に公布、2002年1月1日から施行された。金融企業を対象とする会計制度である。ここでいう金融企業とは、銀行、信用組合、保険会社、証券会社、信託投資会社、先物会社、基金管理会社、リース会社、財務会社を指す。

「小企業会計制度」(2004年4月に公布、2005年1月に施行)は、「中国国内に設立された対外的に資金を調達せず、経営規模の比較的小さい企業」に適用される。また、小企業とは、2003年2月の「中小企業基準暫定規定」の中で分類された小企業を指し、個人企業及びパートナー制の小企業は含まないと定められている<sup>15</sup>。

「会計制度」は、会計基準が導入される以前の中国経済が計画経済であった時期から使われてきている。会計基準が、特定の経済活動や勘定科目を対象に、その概念や意義を規定し、比較的抽象的で簡略であるのに対して、会計制度は、特定の業種または所有制毎に作られ、会計勘定科目の説明や財務諸表の様式・作成などについて細かく具体的に定めている。1993年の会計基準導入後、会計基準と会計制度の関係について中国国内でよく議論されるようになった。最近では、会計基準の国際化が進むにつれ、会計制度不要論も出ている。実際、第3節で述べるように、2007

年より新基準を採用する企業は会計制度を採用しなくてよいことになっている。

#### ④ 諸暫定規定・Q&A など

法律、会計基準、会計制度のほか、特別な会計処理に関する様々な暫定規定、Q&A（中国で「問題解答」）などがある。これら暫定規定と Q&A は、会計基準と会計制度にない会計処理に関する規則の補足や、会計基準と会計制度に関する実務的な説明である。前者の例としては、1995 年に公布された「連結財務諸表暫定規定」が挙げられる。後者には、2002 年 10 月から 2004 年 5 月にかけて 4 回にわたって出された「『企業会計制度』の執行と関連会計基準に関する Q&A」がある。

#### 2) 会計の所管政府部門

「会計法」第 7 条により、中国における会計の主管政府部門は財政部である。1979 年の改革・開放を受け、会計体制を整備するため、1979 年 1 月に財政部の中に「会計制度司」が復活し、1982 年に「会計事務管理司」に名称変更した。さらに 1994 年 2 月の中央政府部門の組織改革に伴い、「会計司」に変更し、現在に至っている。

会計司の主な職責は、全国の会計の管轄、会計改革と政策提案の研究と提出、会計の法律・法規と統一的な会計制度の起草と実施の徹底、全国の会計従事資格の管理、外部監査の指導と管理、会計電算化の指導と監督などである。

会計基準の制定も財政部が担当する。1988 年に財政部会計司に「会計基準課題グループ」が立ち上げられ、中国の会計基準の研究と起草に携わった。1998 年 10 月には、財政部内に、会計基準制定の諮問機関と位置付けられた「会計基準委員会」が設置された。2003 年に会計基準委員会の大幅な人事・組織の改編が行われ、外部からの専門家の意見

をより多く取り入れる態勢となった。再編後の同委員会は委員 22 名で、財政部のほかの政府部門、会計学者、業界団体、仲介機関、産業界などから構成される。委員のほか、同委員会の業務への協力者として、外部の専門家から 160 名のアドバイザーを招聘した。

中国の会計基準の制定において、財政部主導で企業など現場の意見が反映されにくいという指摘もあったが、会計基準委員会に外部の専門家や実務者が多く参加するようになったことは、中国の会計基準が、官製とはいえ、実務レベルのニーズをかなり反映できるようになったものと評価できよう。

### 3. 国際基準に収斂する中国会計基準

#### 1) 2007 年より新しい会計基準の導入

中国の会計基準は、1990 年代に制定されて以来、経済環境の変化に合わせ、改訂を重ねてきた。しかし、中国経済の急速な市場化とグローバル化に加え、世界的に各国の会計基準の国際基準への統合の動きが加速している。こうした中、2005 年 11 月に、中国財政部は国際会計基準委員会と共に、中国の会計基準を国際会計基準に統合する共同声明を出した。そして、2006 年 2 月 15 日、財政部は新しい会計基準を発表した。

財政部は、新基準を 2007 年 1 月 1 日からまず上場会社に適用し、ほかの企業の適用も奨励するとしている。新基準を適用する企業には、旧会計基準、企業会計制度及び金融企業会計制度は適用しなくなる。

2007 年からの適用会社は上場会社にとどまらないようである。まず、2006 年 11 月に国有資産監督管理委員会（国資委）が中央企業（約 160 社）に対し、2008 年までに新基準の適用を通達し、さらに傘下の上場会社の資産または収入がグループに占める割合が大きい中央企業の場合、2007 年中の新基準適用を求めている。

保険業の監督当局に当たる中国保険監督管

理委員会（保监会）も、2006年9月20日付で保険会社及び保険資産管理会社に対し、2007年1月1日からの新基準の適用を通達した（保監発〔2006〕96号）。保険業の適用は2段階に分けて実施する。まず2007年1月1日より財務諸表のみの切り替えを、そして2008年1月1日までに勘定科目の内容面の切り替えを実施する。新基準の円滑な実施のため、保监会内に「新会計基準実施指導グループ」（グループ長は保监会副主席が兼任）が設置された。

証券業にも同じような動きがある。中国証券監督管理委員会（証监会）は証券会社、投資信託会社、先物会社に2007年より新基準の適用を検討していると報道されている<sup>16</sup>。

なお、外資系企業については、上場企業でない場合、従来の会計基準を使用することが可能である。

## 2) 新会計基準と旧基準・国際基準の比較

新会計基準は、旧基準の基本基準と16項の具体基準を全面的に見直し、22項の具体基準を追加して、1つの基本基準と38項の具体基準及びその指南から構成される。

新基準は旧基準と比較して多くの変更点があり、また、国際会計基準に大きく近づいたが、中国独特の状況を考慮し、一部国際基準と異なる会計処理方法も取り入れた。以下では、新会計基準を旧基準と国際基準と比較しながら、特に注目されるいくつかの変更点を取り上げる。

### ① 会計情報の提供目的がより市場重視に

新基準の基本基準では、「財務会計報告の目的は、財務会計報告の利用者に企業の財務状況、経営成果及びキャッシュフロー等に関連する会計情報を提供し、企業管理者の受託責任の履行状況を反映し、財務会計報告の利用者の経済的意思決定に役立つ」と掲げられ、財務会計報告の利用者とは「投資者、債権者、

政府及びその関連部門、公衆など」とされている（第4条）。旧基準で定められている内容（第1節参照）よりも、投資者、債権者、公衆への会計情報提供が強調されている。

### ② 情報開示の強化

旧基準では、情報開示について後発事象、キャッシュフロー表、中間財務報告、関連当事者取引の4つにとどまっているが、新基準では、連結財務諸表（第33号）、セグメント報告（第35号）、金融商品（第37号）が加えられた。セグメント報告では、上場会社の業務別・地域別のセグメント報告の開示が要求されている。

### ③ 公正価値の導入

旧基準では、公正価値（fair value）の採用を避け、ごく一部を除き基本的に歴史的原価が採用されている。これは、中国における市場の未成熟さと、1990年代に公正価値を一旦導入したが、公正価値を悪用した不正会計があったことが背景である。

新基準では、国際会計基準に合わせ、多くの具体基準で公正価値を採用ようになる。ただし、中国の市場経済が先進国ほど発展していないことや、政府の影響力が依然大きいことを考慮し、国際会計基準よりも中国は公正価値の適用範囲が狭く、金融商品、投資不動産、債務再編、非貨幣的取引、非同一支配下の企業併合に限られる。

### ④ 関連当事者の開示

国際基準では、国有企業も関連当事者としている。しかし、中国においては国有企業の数が依然多く、すべての国有企業間に必ずしも実質的な支配関係が存在しているわけではない。すべての国有企業を関連当事者と見なすと、情報開示の量と難度を増すだけでなく、本当の関連取引をかえって把握しにくくなり、関連取引の情報開示の意義をなくしてしまう

図表 2 中国の新会計基準—旧基準と国際基準との比較

国際会計基準(IAS) 国際財務報告基準書		中国の企業会計の具体基準	
財務諸表の作成と表示に関するフレームワーク		新基準(2007年1月1日より)	旧基準
IAS第2号	棚卸資産	第1号	棚卸資産
IAS第28号	関連会社に対する投資	第2号	長期持分投資
IAS第40号	投資不動産	第3号	投資不動産
IAS第16号	有形固定資産	第4号	固定資産
-		第5号	生物資産
IAS第38号	無形資産	第6号	無形資産
-		第7号	非貨幣的資産の交換
IAS第36号	資産の減損	第8号	資産減損
IAS第19号	従業員給付	第9号	従業員給与報酬
IAS第26号	退職給付制度の会計及び報告	第10号	企業年金基金
IFRS第2号	株式報酬	第11号	株式給付
-		第12号	債務再編
IAS第10号	後発事象	第13号	偶発事象
IAS第18号	収益	第14号	収入
IAS第11号	工事契約	第15号	建設契約
IAS第20号	政府補助金の会計処理および政府援助の開示	第16号	政府補助金
IAS第23号	借入費用	第17号	借入費用
IAS第12号	法人所得税	第18号	所得税
IAS第23号	外国為替レート変動の影響	第19号	外貨換算
IFRS第3号	企業結合	第20号	企業結合
IAS第17号	リース	第21号	リース
IAS第39号	金融商品:認識及び測定	第22号	金融商品の認識と測定
IAS第39号	金融商品:認識及び測定	第23号	金融資産の移転
IAS第39号	金融商品:認識及び測定	第24号	ヘッジ
IFRS第4号	保険契約	第25号	原保険契約
IFRS第4号	保険契約	第26号	再保険契約
IFRS第6号	鉱物資源の探鉱と評価	第27号	石油天然ガス探鉱開発
IAS第8号	会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬	第28号	会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬修正
IAS第10号	後発事象	第29号	後発事象
IAS第1号	財務諸表の表示	第30号	財務諸表の表示
IAS第7号	キャッシュフロー計算書	第31号	キャッシュフロー計算書
IAS第34号	中間財務報告	第32号	中間財務報告
IAS第27号	連結財務諸表	第33号	連結財務諸表
IAS第33号	1株当たり利益	第34号	1株当たり利益
IAS第14号	セグメント報告	第35号	セグメント報告
IAS第24号	関連当事者の開示	第36号	関連当事者の開示
IAS第32号	金融商品:開示及び表示	第37号	金融商品の開示及び表示
IFRS第1号	国際財務報告基準の初度適用	第38号	企業会計準則の初度適用

(出所) 中国財政部、近藤義雄「中国現地法人の経営・会計・税務(第4版)」(中央経済社、2006年)より  
野村資本市場研究所作成

可能性がある。このため、第36号「関連当事者の開示」では、同一者から共同支配されあるいは重大な影響を受ける二者が関連当事者になり(第3条)、「同じく国に支配されるだけで、ほかの関連者関係が存在しない企業は、関連当事者にならない」(第6条)としている。

#### ⑤ 資産減損の戻し入れの禁止への変更

新基準第8号「資産の減損」では、いかな

る資産の減損の戻し入れも禁止される。これは資産減損の引当金の戻し入れが認められる旧会計基準と国際基準<sup>17</sup>との大きな相違点のひとつである。この背景には、一部の企業特に上場会社が資産減損引当金の計上と戻し入れで利益を操作していることがある。

#### ⑥ 債務再編による利益処理の変更

新基準の第12号「債務再編」は旧基準から変更したが、国際基準にほぼ近づいた。旧

基準では、債務再編によって発生した利益は資本準備金に計上することになっている。これに対し、新基準では、債務再編による損益を当期損益に計上する。

債務返済能力が乏しい一部の上場会社にとって、債権者の譲歩で債務の一部が免除されれば、債務再編による利益が当期利益に計上され、1株利益が上がることになる。

### ⑦ 連結会計基準の導入

旧基準では連結会計に関する基準がなく、「連結財務諸表暫定規定」により規定されている。新基準では、国際基準に近い「連結財務諸表」（第33号）が含まれている。

「暫定規定」の親会社重視に比べ、新基準は実質重視に移行した。「暫定規定」では、親会社の資産や収益に占める子会社の割合が10%以下の子会社などは連結対象としなくてもよいが、新基準では持分の比率にかかわらず、経営が持続している全ての支配する子会社が連結範囲に入る。

### ⑧ 企業結合会計処理の変更

国際会計基準第3号の企業結合の会計処理では、非同一支配下の企業結合のみ対象である。中国の新基準第20号「企業合併基準」では、同一支配についても記述されており、同一支配下の企業結合は持分プーリング法（簿価を採用）を、非同一支配下の企業結合はパーチェス法（公正価値で評価）を採用する。

中国における企業結合は、双方とも同一企業の支配下にあることが多い。例えば、中央・地方の国有資産監督管理委員会が管轄する企業間の合併、あるいは同一の企業集団の傘下の2社以上の会社の合併がある。これらの合併は、合併側と被合併側のどちらにとっても自ら望んだ取引行為でなく、合併の対価が双方の交渉の結果ではないため、公正価値にならない。もし公正価値を採用すると、

かえって利益操作を生みやすい。このため、新基準では、同一支配下の企業合併の会計処理は簿価を、非同一支配下の企業の合併（吸収合併、新設の合併を含む）は公正価値を採用することと定められた。

### ⑨ 棚卸資産の会計処理方法の変更

新基準では、「後入先出法」を取りやめ、一律「先入先出法」の採用を規定している。

### ⑩ 金融商品の会計基準の導入

旧基準では、金融商品について「投資」の中で触れているだけで、その対象も債権投資及び持分投資のみである。新基準では、国際基準の第32号、第39号を参照し、中国の新基準として第22号「金融商品の認識と測定」、第23号「金融資産の移転」、第24号「ヘッジ」、第37号「金融商品の開示及び表示」が制定された。新基準では、債権・持分投資のほか、買掛金、売掛金、デリバティブ、現預金、転換社債及び優先株を含むすべての金融商品が新会計基準の適用対象になり、また、すべての金融商品は公正価値で測定することが求められている。

近年、中国の金融資本市場の急速な発展により、多くの新しい金融商品が誕生しつつある。金融商品に関する新しい会計基準の導入により、公正価値で測定された金融商品の取引がオンバランス化すれば、投資家にとっても、投資判断がしやすくなる。

### 3) 新基準の期待される効果と課題

新基準の導入により、適用する企業の情報開示の質の改善につながり、さらには中国資本市場の一層の発展が期待される。

第一に、新基準が全般的に国際会計基準に大きく近づき、企業の情報開示を厳格化したことにより、会社情報の比較可能性、会社業績の予測可能性が高まる。これは、投資家にとって、より効率的で的確な投資判断が可能

になることを意味する。

第二に、利益操作の余地が減ることがある。具体的には、既に述べたように、在庫評価を先入先出法へ統一することにより、在庫評価の方法に選択の余地をなくし、不当な会計方針の変更を出来なくしている。また、資産評価会計における変更も、従来から行われていた資産の評価替え、すなわち資産減損引当金に計上した後、戻し入れができることによる利益操作の余地を減らす。ただし、2006年度中に駆け込みの戻し入れが生じる可能性があるため、注意が必要である。

第三に、関連当事者の開示によって不当な関連取引の抑制が期待できる。関連会社間取引の問題の解決方法のひとつは、後述する全体上場と見られるが、会計処理面でも問題解決に向けて手が打たれた点は評価できる。

また、連結範囲がすべての子会社に拡大したことにより、持分比率の調整で子会社を恣意的にはずしたり、持分の比率を下げたりして利益調整することを避ける方向である。さらに、関連企業間（同一支配下の企業間）の結合についても、簿価を採用する（持分プーリング法）ことにより、利益操縦を避ける効果が期待される。

一方、課題も残っている。第一に、市場経済が依然未熟な中国において、公正価値の算定は難しく、公正価値を導入することは新たな会計操作の余地を生む可能性がある。（ただし、前述のように、新基準では公正価値の使用可能な範囲は国際基準よりも限られており、一定の配慮はなされている。）

第二に、税制との関連である。多くの会計処理は税務問題と関連する。中国の税法である「税收徴収管理法」（1992年9月通過、1995年2月修正）（税法の実施細則は「税收徴収管理法実施細則」（1993年8月公布））第13条で「生産、経営に従事する納税者の財務、会計制度あるいは、財務、会計処理方法は税務機関に報告すべし」、「生産、

経営に従事する納税者の財務、会計制度あるいは、財務、会計処理方法が国務院あるいは国務院の財政、税収の主管部門の税収関連規定に抵触する場合、国務院あるいは国務院の財政、税収主管部門の税収関連規定に基づいて納税額を計算する」と規定している。このため、会計に関する規定は税法との一致性を保たなければならない<sup>18</sup>。しかし、現時点では税務当局から関連規定がまだ出されていないため、今後の行方に注意が必要であろう。

第三に、傘下に新基準を適用する上場会社と旧基準を適用する非上場会社を同時に持つ企業集団は、どのように連結財務諸表を作成するか、である。これについて、財政部はこの問題を検討中であるという。

また、新基準の適用により、会計に関する企業のITシステムや業務管理を調整する必要があり、また、国際会計基準に詳しい人材に対するニーズが増えるため、企業にとって基準導入当初は負担増になる可能性がある。

#### 4. 進む中国企業会計の国際化

中国が会計法を施行してから約20年しか経っていない。市場経済の会計制度の導入も1993年のことである。そして2007年から国際会計基準とほぼ同じ会計基準を導入した。こうした流れから見れば、中国は、短時間で比較的順調に国際会計基準に近い基準を作り上げたと評価できよう<sup>19</sup>。

また、2007年7月より任期5年間で、国際会計基準審議会（IASB）に初の中国代表（CSRC 首席会計士である張為国）が理事として就任する。国際会計基準審議会の中でアジアの代表は日本に続いて2人目である。中国は会計基準の国際化に積極的に推進しているだけでなく、その国際会計基準制定への影響力も高まりつつある。

## IV. 中国の監査制度

### 1. 監査の法体系及び主管部門

中国における監査の関連法規は、1990年代半ばまで、「監査工作に関する暫定規定」（1985年10月施行、すでに廃止）、「監査条例」（1989年1月施行、すでに廃止）といった行政・政府部門レベルの規定・条例にとどまっていた。しかし、財政資金の非効率的な使用や不正流用、会計不正の多発を受け、より拘束力の強い国家レベルの法律が求められた。1994年11月に、中華人民共和国建国後の初の会計検査に関する法律である「監査法」（中国語で「審計法」）が公布され、1995年1月に施行された（直近改正は2006年2月28日）。「監査法」は、監査所轄部門の職責と権限、会計検査の手続、法律責任などについて規定している。1997年10月21日に、監査法の内容を具体化した「監査法実施条例」が公布・施行された。

中国における会計検査の主管部門は、1983年9月に設立された「審計署」（China National Audit Office, CNAO）である。審計署の設立は、憲法第91条「国務院に監査機関を設立し、国務院の各部門及び各地方レベルの財政収支、国の財政金融機関と企業事業組織の財務収支に対し、会計検査を行う。監査機関は国務院総理の指導下で法律の規定に基づき独立に会計検査権を行使し、他の行政機関、社会团体と個人の干渉を受けない」との規定に基づく。

「審計署」は多くの国際組織に加盟している。主なものには、1982年加盟の最高会計検査機関国際組織（International Organization of Supreme Audit Institutions, INTOSAI）、1984年加盟の最高会計検査機関アジア地域機構（Asian Organization of Supreme Audit Institutions, ASOSAI）がある。

1995年の監査法施行に伴い、審計署の職

権や権限がより明確化された。同法の第17～24条では、審計署の職責として、中央・地方政府予算の執行状況、中央銀行の財務収支、国有金融機関の財務状況、財政資金の使用状況、国有企業の財務状況、政府投資及び政府投資を主とする建設案件の予算執行状況と決算、社会保障基金の財務収支などに対する会計検査を行うことが定められている。

### 2. 監査制度の概要

中国の監査制度体系は、監査主体から見ると、①政府監査（または国家監査）、②内部監査、③社会監査（外部監査）の3種類から成る。

#### 1) 政府監査

政府監査とは、国による会計検査で、中央及び地方政府の会計検査所轄部門すなわち中央の審計署や地方の審計庁（または局）が行う。政府監査の対象は、前述のように、監査法で定められた政府財政予算、中央銀行、国有金融機関、財政資金（政府が投資または融資した建設案件など）、国有企業などである。

#### 2) 内部監査

内部監査は、行政機関、金融機関、企業、社会团体などで行われる内部監査である。中国における企業内部監査の制度作りは、1985年10月に監査署による「内部監査工作に関する若干規定」の公布に始まる。現在、内部監査に関する主な法規は、「監査法」

（第29条「監査機関の監査の監督対象の組織は、国の関連規定に基づき健全な内部監査制度を構築し、その内部監査業務は監査機関の業務指導及び監督を受けるべし」）、審計署公布の「内部監査工作に関する規定」

（2003年3月4日改訂、同年5月1日より施行）などがある。また、「会社法」では、有限責任会社及び株式会社での監査役会（3人以上）設置が規定されている。

### 3) 社会監査（外部監査）

中国でいう社会監査は、公認会計士による外部監査を指す。

中国の公認会計士監査制度は、改革・開放に伴う外資系企業の進出を受け、1980年代初から整備され始めた。1980年12月に財政部が公布した「中外合弁企業所得税法実施細則」の中で、合弁企業は納税年度内に損益にかかわらず、規定された期限内に、現地の税務機関に所得税申告表と会計決算表を報告・送付し、また中国で登録した公認会計士の帳簿検査報告を添付しなければならない。」と規定された。この規定により、公認会計士制度の復活の道が開かれた。この規定に対応するため、財政部は同じく1980年12月に「会計顧問所設立に関する暫定規定」を公布し、これにより、中国の公認会計士業が動き始めた。当初、会計士業務は、外資企業に対する帳簿の検査、会計のコンサルティングが中心であったが、次第に他の種類の企業に拡大し、業務も税務代行、資産評価、外為に関する検査、企業の会計顧問などに拡大していった。

公認会計士に関する法規や組織の整備も進んでいる。1986年7年に「公認会計士条例」が、1993年10月に「公認会計士法」が公布され、始めて法律の形で公認会計士による外部監査体制を確立した。1999年改正「会計法」においても、「関連法律、行政法規の規定により、公認会計士監査を実施する組織は、委託された会計士事務所が如実に会計伝票、会計帳簿、財務会計報告、その他の会計資料及び関連状況を提供しなければならない」と定められている。この規定は、さらに外部監査における公認会計士の位置づけと役割を一層明確化した。

なお、1988年に中国公認会計協会（The Chinese Institute of Certified Public Accountants, CICPA）が設立され、1997年に国際会計士連盟（International Federation of Accountants, IFAC）に加盟した。

### 3. 監査基準の国際化とその意義

中国の監査基準には、国家監査、内部監査、会計士鑑査のそれぞれに対応して、国家監査基準、内部監査基準、独立監査基準がある。

#### 1) 国家監査基準と内部監査基準

1996年12月に審計署は「国家監査基本基準」を公布し、2000年1月に改正した。国家監査基準は、基本基準、具体基準と業務規範指南から構成される。基本基準は、監査機関及びその人員の資格要件や職業倫理などについて規定している。具体基準は、「監査機関監査方案基準」、「監査機関監査証拠基準」、「監査機関監査人員職業道德基準」など多岐にわたる。業務規範指南は、基本基準と具体基準で定められた監査業務に関する具体的な規定で、基本基準と具体基準に対する解釈と補足説明である<sup>20</sup>。

内部監査基準の制定は比較的遅く、1999年に「中国内部監査協会」（The Chinese Institute of Internal Auditing, CIIA）により制定され、「内部監査基準」、「内部監査人員職業道德規範」などがある。「内部監査基準」は、さらに「内部監査基本基準」、「内部監査基準公告」、「内部監査指南」から構成される。2003年6月1日施行の「内部監査基本基準」では、内部監査を「組織内部における一種の独立的・客観的な監督と評価の活動であり、経営活動および内部統制の適切性・合法性と有効性を審査と評価することにより、組織の目標実現を促す」ものと定めている。

#### 2) 会計士監査基準の国際的統合化

2006年までの会計士独立監査基準には、「独立監査基本準則」（1項目）、「独立監査具体準則」（28項目）、「独立監査実務公告」（10項目）、「業務規範指南」（5項目）、「関連基本基準」（3項目）がある。これら独立監査基準は、1994年5月より中



国公認会計士協会が起草し、2003年から相次いで発表された。

一方で、中国経済が発展する中で会計監査の環境も大きく変わってきた。企業経営の多角化や競争激化により、監査業務が複雑化し、それに伴う会計士の監査リスクも高まっている。公認会計士の業務も多様化しており、財務諸表監査のほか、司法訴訟における会計、監査、税務などの業務や、財務情報作成の代行、税務コンサルティングなどまで広がっている。海外に目を転じると、近年、国際監査基準への統合化が加速しつつある。そこで中国においても監査基準をより国際基準に近づけ、公認会計士による監査の有効性を高め、会計監査に対する投資家などの信頼を高める必要性が迫ってきた。

2006年2月15日に、新しい会計基準の発表と共に、48項目の新しい公認会計士監査基準も同時に発表された。新監査基準は2007年1月1日より全国の会計事務所に適用する。

新監査基準は、監査体系の名称を現在の「中国公認会計士独立監査基準体系」から、「中国公認会計士執務基準体系」<sup>21</sup>に変更し、具体的に「鑑定証明業務基準」、「関連サービス基準」、「会計士事務所質量コントロール基準」の3種類の基準を含む。新監査基準の内容は、基本的に国際基準を取り入れており、旧基準と比較して、次のような特徴がある。

第一に、会計士事務所の品質コントロールの強化である。旧基準に比較して、新基準は会計士事務所が取るべき品質コントロール措置についてより詳しくなった。職業倫理規範、顧客関係、業務の引受、業務の執行、業務の監督・コントロールなどが対象である。特に、新基準では、会計士事務所は少なくとも3年毎に完成された業務の一部について自己検査することを規定した。

第二に、リスク指向型監査の導入である。

すなわち、被監査企業だけでなく、その環境に対する理解も含め監査の出発点とする。具体的には、被監査企業の性質、業界の状況、目標・戦略、経営リスク、内部統制などが考えられている。リスク指向型監査の導入により、公認会計士の被監査企業のリスクに対する認識・評価を強化し、公認会計士の監査リスクを低下させる狙いである。

第三に、財務諸表監査における不正行為（中国語で「舞弊」）に対して、より深く考慮されている。企業を取り巻く競争環境が厳しくなる中で、企業経営者が財務諸表を粉飾する動機は強まっていると考えられる。これを受け、新しい監査基準体系では「財務諸表監査における不正行為に対する考慮」が制定され、旧基準の「錯誤と不正行為」に取って代わる。旧基準に比べ、新基準は公認会計士の財務諸表監査における不正行為に対する監査をより詳しく規定している。

第四に、新しい業務、高リスク業務に対する規定の追加である。近年、電子商取引や、金融派生商品など、新業務・商品が相次いで誕生したことを受け、新基準では、「電子商取引の財務諸表監査への影響」、「金融派生商品の監査」など新しい項目が追加された。また、2007年より施行される新会計基準で公正価値が導入されることを受け、新監査基準にも「公正価値の計量と開示の監査」基準が追加された。

新監査基準の導入は、中国公認会計士の専門性を一層高め、業務の質の向上に寄与し、さらには中国企業の財務情報の質の向上につながることを期待されよう。

## V. 終わりに

以上、見てきたように、2007年1月より実施の新会計準則・監査準則の下では、会計操作の余地が少なくなることが期待される。無論、新会計・監査制度が、きちんと実行で

きるかという課題が残るが、全国の会計士事務所は、積極的に新基準について積極的に勉強しており、また、実験的に運用も試みている様子である。

会計士の質についても、最近では 40 万人以上が受験している。社会全体で、会計の分かる人材（例えば CFO）が絶対的に不足しており、その結果、多くの人々が受験するようになっている。試験は難しくなっており、現在合格している公認会計士の質は上昇しているはずである。

また、直近では CSRC 内で違反の疑いのある案件に関する調査と処罰を分離する動きもある。2006 年 10 月に CSRC の中に 7 名からなる処罰委員会ができたことが発表された。これにより案件の処理効率、処理の質、権威を引き上げる意図である。

粉飾決算の問題の根源には、既に指摘したように、企業統治の問題がある。本論では、詳しく論じなかったが、この点についても、過去数年間改善策が打たれている点を最後に指摘しておきたい。

## 1. 会社法の改正

企業統治から見た場合、新会社法（2006 年 1 月施行）の第一のポイントは、監査役会の強化である。取締役、高級管理職員に対する罷免提議権を付与されるなど監査役会の職権が強化され、株主総会への提案提出、取締役・高級管理職員の訴訟提起が可能になった（54、119 条）。また、取締役会の決議事項への質問・建議や、会社の経営状況に異常を発見した際の調査が可能になった。調査については会計士事務所などを雇い協力してもらうことも可能になり、その際の費用は会社が負担することにもなった（55、119 条）。

第二に、取締役、監査役、高級管理職員の勤勉忠実義務（法律等の遵守、賄賂横領の禁止など）が新たに設けられた（148 条）。

第三は、少数株主保護の強化である。株主

総会が取締役、監査役を選挙する際、累積投票制を実行することができるようになった

（106 条）。また、株主の財務諸表などに関する閲覧権も強化され（34 条）、株主代表訴訟も可能になった（152 条）。また、会社が会計士事務所へ真実で完全な資料を提供する義務も新たに盛り込まれている（171 条）。

第四に、関連会社取引についても厳格化を図っている（21、125 条）。

第五に、上場会社に関しては、新たに一節設け、特に注意を払っている（第 4 章 5 節「上場会社の組織機構の特別規定」）。ここで独立取締役を設けることなどが明記された。これは、国务院の資本市場改革に関するいわゆる「9 条意見」（「資本市場の改革開放と安定的発展の推進に関する若干の意見」（2004 年 1 月））の方針を受けて、特に上場会社の企業統治の向上を図ったものである。

## 2. 資金占用の改善と全体上場

2006 年の改善の具体的な例として、親会社による上場会社の資金占用の改善がある。資金占用とは、親会社が大株主の地位を利用して、上場子会社の資金を勝手に使っている問題である。上述の 9 条意見を受けて CSRC より「上場会社の質の向上に関する意見」（2005 年 10 月）が発表された。この中で、資金占用問題を 2006 年末までに解決しなければならないという方針が打ち出された。換言すれば、親会社は子会社に対してこうした債務を 2006 年中に完済しなければならないようになった。

上海取引所の発表によれば、2006 年年初、この資金占用問題は 230 社あったが、11 月時点で 45 社にまで減少している。占用金額は年初の約 222 億元に対して 11 月時点で 98.18 億元である。親会社の子会社に対する債務返済の方法は、現金による返済の他、子会社に対する持分や子会社からの配当を使って債務と相殺する方法、親会社が子会社の持

分を第三者に売却しその代金で返済する方法などがある。

取引所は、資金占用問題を長期間隠蔽したり、引き延ばしたりした挙句、最後にいかんともし難くなってから漸く開示した企業に対して嚴重に処罰している。当該企業の高級管理者の公開譴責に加えて上場会社の高級管理者として不適格であると公開認定を下している。つまり、今回は「今言えば許してやるが後でばれたらひどいぞ」という半ば強制的な方法で、累積してきた負の遺産を清算しているわけである。

この方法で、過去の問題の解決はできるが、資金占用の問題を根本的に解決したわけではない。一つの解決策として、部分上場ではなく、国有企業全体を上場させることで上場会社とその関連会社取引の問題の解決を図ることが従来から考えられている。最近になり、CSRC が全体上場の推進を打ち出していることから、全体上場は、上場会社の企業統治・情報開示の点からも 2007 年の注目点の一つになると見られる。

に関する中共中央の決定」が採択された。「決定」では、都市部を重点とする経済改革の必要性と緊急性が指摘され、社会主義経済は「公有制を基礎とする計画のある商品経済」と定義された。

- <sup>10</sup> 中国語で「中外合資経営企業会計制度」
- <sup>11</sup> 蔣義宏「中国上市公司会計与財務問題研究」（東北財経大学出版社、2001年）
- <sup>12</sup> 2001年2月20日より中国国内居住者によるB株売買が認可された。
- <sup>13</sup> 中国語で「企業会計準則」
- <sup>14</sup> 「司」は日本の中央省庁の「局」に当たる。
- <sup>15</sup> 近藤義雄「中国現地法人の経営・会計・税務（第4版）」（中央経済社、2006年）
- <sup>16</sup> 2006年11月28日付「中国証券網」
- <sup>17</sup> 国際会計基準では、のれんの減損の戻入れのみ禁止している。
- <sup>18</sup> <http://www.studa.net/tizhi/061118/17381055.html>
- <sup>19</sup> 新日本監査法人 ウェブサイト 中国経済教室「会計基準の国際化」（2006.01.31）  
[http://www.shinnihon.or.jp/portal/topic/china\\_finance/2006/21.html](http://www.shinnihon.or.jp/portal/topic/china_finance/2006/21.html)
- <sup>20</sup> 肖小飛編「審計基礎与実務」（電子工業出版社、2005年）
- <sup>21</sup> 中国語で「中国注册会計師執業基準体系」。「注册会計師」は中国語の公認会計士の意味。

<sup>1</sup> 監査体系については後述。以下は各年の「中華人民共和国財政部会計信息質量検査」による。

<sup>2</sup> なお、2004年分は中国証券監督管理委員会の協力の下で行われ、監査機能を持つ当局同士が協力していることが分かる。

<sup>3</sup> 2006年10月26日付「深セン商報」

<sup>4</sup> 2006年9月15日付「金融時報」

<sup>5</sup> 劉英男、梁杰「上市公司会計信息失真問題研究」（東北大学出版社、2005年12月）

<sup>6</sup> 実際は、国有株が発行済み株数の5~6割を占めている。国有株は国が持つ国家株や本文の例の持ち株会社が持っている国有企業株である。国家株の場合も、持ち株会社が経営を授権されている。

<sup>7</sup> 2004年3~5月の上海証券取引所研究センターによる上海証券取所上場会社208社に対するアンケート調査結果によれば、筆頭株主によって選出された取締役の人数が取締役会メンバーの半数以上、国有株主によって選出された取締役の人数が同45%以上占める。

<sup>8</sup> 公認会計士に関しては、現地でのインタビューによる情報に基づいている。

<sup>9</sup> 1984年10月の党12期3中全会で「経済体制改革